

国民年金からのお知らせ 令和5年4月から年金制度が改正されます

学生納付特例制度をご存知ですか？

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

対象者

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校などに在学する方、夜間・定時制課程や通信課程の方を含む。

学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下の方。ただし、家族の方の所得の多少は問いません。

申請方法

●申請書による申請
住民登録地の国民年金担当窓口、またはお近くの年金事務所へ提出してください。

●申請書は市町村窓口または、年金事務所、日本年金機構ホームページから入手できます。

※在学期間が確認できる学生証の写真

承認期間

4月から翌年3月までの1年間。引き続き学生納付特例制度を利用する場合は、毎年度の申請が必要です。

電子申請

①マイナンバーカードを使用してマイナンバーポータルへアクセス
②マイナンバーポータルのトップ画面の「年金の手続きをする」を選択し、ログイン
③案内に従い必要事項を入力
※在学期間が確認できる学生証の画像、または在学証明書の画像をアップロードする必要があります。

年金制度改正法等の施行により 年金制度の一部が改正されます

「特例的な繰下げみなし増額制度」が開始されます

令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が、70歳から75歳に引き上げられ、年金の需給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

これを踏まえ、令和5年4月から70歳以降も安心して繰下げ待機を選択することができるよう制度改正が行われました。

70歳到達後に繰下げ申出をせず、さかのぼって年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるようになります。

これを「特例的な繰下げみなし増額制度」といいます。

対象者

▽昭和27年4月2日以降生まれの方（令和5年3月31日時点で71歳未満の方）
▽老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日が平成29年4月1日以降の方（令和5年3月31日時点で老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して6年を経過していない方）

保険料の追納

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受け取る年金額を増額するために

も、追納することをおすすめします。
※学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

問合せ先
帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）
☎0155・25・8113
役場住民課戸籍年金係 ☎574・2213

国民健康保険税の税率改正のお知らせ 資産割廃止と税率改正

なぜ、国保税率を改正？

北海道は、令和12年度に道内のどこに住んでも同じ所得、年齢、世帯構成であれば同じ保険料（税）となる「統一保険料（税）」とする基本方針を定めており、現在、各市町村で異なっている賦課方式および税率が道内統一となります。

本町はその方針を受けて、令和5年度の国民健康保険税率等の改正をします。

- ◆賦課方式統一のため、現在の4方式から「資産割」を廃止し、3方式とします。
- ◆北海道が示す豊頃町の課税総額と実際の課税総額との差が大きいため、国民健康保険会計は積立基金取崩により賄ってきましたが、健全運営を図るため税率の改正をします。
- ◆「統一保険料（税）」に移行時の急激な税負担を避けるため、段階的な税率改正を進めていきます。

令和4年度	令和5年度	令和12年度
4方式	3方式	3方式
所得割 (国保加入者の所得に応じて計算)	所得割	統一保険料(税) 道内どこでも同じ税額
資産割 (固定資産税に応じて計算)	均等割	統一保険料(税)に 向けて段階的に 税率改正
均等割 (国保加入者1人あたりの金額)	平等割	
平等割 (1世帯あたりの金額)		

廃止

令和5年度の税率 令和5年度の国民健康保険税納入通知書は、6月中旬に送付します。

	医療分				後期高齢者支援金等分				介護納付金分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
現行	5.0%	20.0%	27,000円	30,000円	1.2%	10.0%	7,000円	8,000円	0.7%	4.0%	7,500円	9,000円
改正後	5.9	廃止	27,000円	28,500円	1.5	廃止	7,200円	8,000円	1.0	廃止	8,000円	7,000円
比較	+0.9	皆減	-	△1,500	+0.3	皆減	+200	-	+0.3	皆減	+500	△2,000

税率改正に伴う各期の納付負担額（増）軽減のため、納期を1期追加し全8期とします

納期 6月から12月までの全7期	>>>>	納期 6月から翌年1月までの全8期
------------------	------	-------------------

モデル世帯の国保試算	2人世帯 70歳代 所得0円 (年金収入80万円) 資産税0円	2人世帯 70歳代 所得90万円 (年金収入200万円) 資産税3万円	1人世帯 60歳 所得200万円 (給与収入310万円) 資産税0円	3人世帯 50歳代2人 20歳代1人 所得1200万円 (農業所得等) 資産税10万円	4人世帯 40歳代2人 未就学2人 所得300万円 (給与収入450万円) 資産税0円
現行税率①	31,800円	91,140円	196,830円	902,500円	341,330円
改正後②	31,470円	87,230円	217,580円	944,650円	377,980円
比較②-①	△330円	△3,910円	+20,750円	+42,150円	+36,650円

問合せ先

役場福祉課保険係 ☎574・2214
役場住民課住民税係 ☎574・2213

▽国民健康保険税の税率改正のお知らせ

広報とよころ 役場だより

▽国民年金からのお知らせ

広報とよころ 役場だより